

●香川県監査委員公表第7号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、財政的援助団体等監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があつたので、次のとおり公表する。

平成19年4月27日

香川県監査委員 石川 豊
同 辻村 修
同 鍋嶋 明人
同 野田 峻司

1 監査対象年度 平成17年度

2 措置の状況

| 団体名 | 監査の結果 | | 措置の状況 |
|------------------|--------|---|---|
| 財団法人香川県国民年金福祉協会 | 指導注意事項 | 当財団が取得した財産の一部が財産目録に記載されていないなど、財務諸表に反映されていないので、改善する必要がある。 | 財産目録に記載されていなかつた財産については、平成19年1月17日に開催された臨時理事会において財産目録に反映させた。 |
| 財団法人香川県身体障害者協会 | 検討指示事項 | 勤務時間等について、県職員の例によることができないものについては、就業規則に定めるなど、その整備を検討する必要がある。 | 相談用務などにより土曜日・日曜日に勤務した場合については、県に準じて振替処理を行っており、実態に即した形で就業規則等の整備を行った。 |
| 財団法人瀬戸大橋記念公園管理協会 | 指導注意事項 | 基本財産及び運用財産について、有効な運用を図る必要がある。 | ペイオフ対策、指定管理期間等を考慮し、基本財産のうち、1,000万円を定期預金とした。また、運用財産のうち、2億4,955万円を国債（償還期間2年）で運用することとした。 |
| 香川県土地開発公社 | 検討指示事項 | 維持管理引当金については、財務規程に定めるなど、財務会計処理のあり方を検討する必要がある。 | 維持管理引当金については、平成18年度決算において廃止する。 |
| 香川県住宅供給公社 | 検討指示事項 | 資金の有効な運用について検討する必要がある。 | 資金を有効に運用するため、国の承認を得て、平成19年2月1日に定款を変更し、2月下旬から運用を開始した。 |
| 香川県競技スポーツ強化本部 | 検討指示事項 | 補助事業の履行確認に当たり、確認方法の見直しや補助団体への指導の徹底により、不正受給の再発防止を図る必要がある。 | 平成18年11月に補助金交付要綱を改正し、支出した交通費の領収書や大会の成績表など、新たな証拠書類の添付を義務付けるとともに、今後は競技団体に対する監査 |

を実施していく予定である。

また、競技団体に対しても、複数の役員による補助金執行のチェック体制の構築など、補助金執行の適正化を指導した。